

## 28年度第1回人権施策推進協議会報告（概要）

日 時：6月29日（水） PM3時～

場 所：プラザおおるり 1階第1会議室

参集委員；人権擁護委員、保護司会、校長会、小中PTA  
連絡協議会、民生・児童委員協議会、社会教育委員  
会、自治会連合会など各組織代表及び市の関係  
部長 15人

### 内 容

#### 1. 28年度事業計画

○重点施策・インターネットによる人権侵害問題

○年間事業

人権に関する啓発ポスター・作文募集、学校等出前  
教室、教職員研修、読み聞かせなど

#### 2. 講 演

内容：SNS等による人権侵害について

講師；菅ヶ谷香代氏（eネットキャラバン講師、消費  
生活相談員）

### ★参考資料 島田市人権施策推進指針（27年3月）

（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12）に基づき策定）

#### ○人権とは

「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福  
を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権  
利で、生まれながらに持っている権利」

#### ○基本理念

「市民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、  
性別、年齢、国籍などにかかわらず、  
誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」

#### ○推進体制

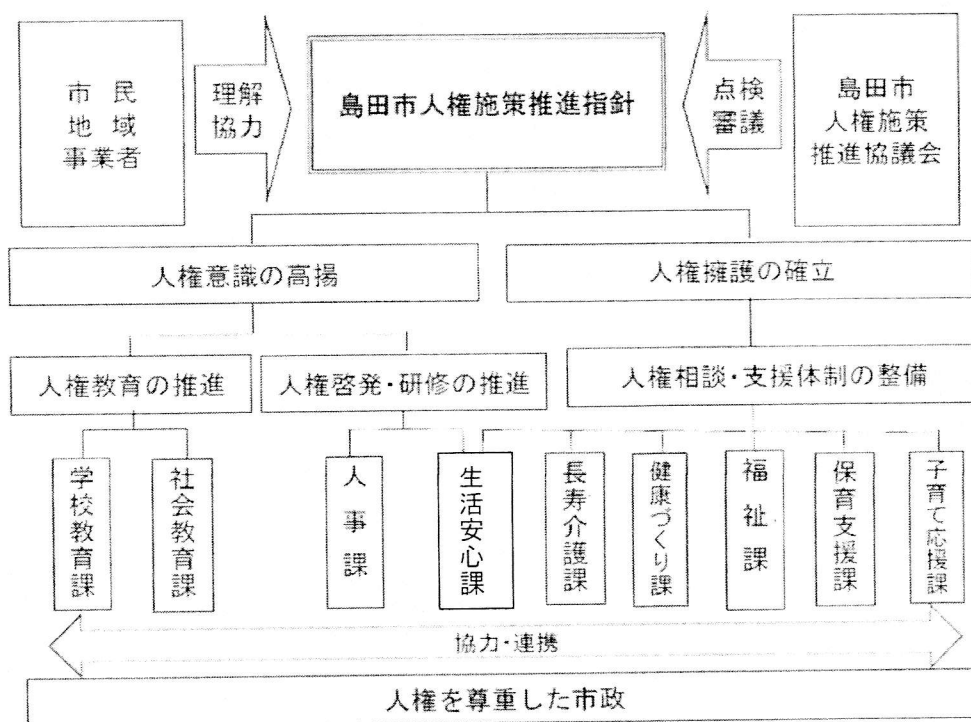
別紙

#### 4 推進体制

本指針は、地域生活部生活安心課が所管し、推進に当たっては、横断的に関係各課が連携を密にし、人権の視点に立った施策の推進、人権課題への適切かつ迅速な対応を図ります。

本指針に基づく人権に関する施策の実効性を高めるため、島田市人権施策推進協議会において、取組の状況の点検や審議などを行います。

### 島田市人権施策推進体制



#### 5 指針の見直し

人権問題は、社会情勢の変化などにより新たな課題が生じることがあります。この指針は、国等の動向や社会環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。